

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認 可 等 の 内 容		配偶者支援金給付の開始の申請に対する処分
根 拠 法 令 及 び 条 項		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第１５条第１項及び第３項
所 管 部 課 係 名		生活支援課自立支援係
審	関 係 条 項	１ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第１４条第１項、第３項及び第４項 ２ 生活保護法第２４条第３項及び同条第５項 ３ 生活保護法第８条 ４ 新座市福祉事務所長事務委任規則第４条第２号
	基 準 (未設定の場合はその理由)	処分基準は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第１４条第４項の規定により生活保護法の例による。
査	参 考 事 項	
	基 準	
準	設 定 等 年 月 日	令和元年８月１日設定（令和４年１月１日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (未設定の場合はその理由)	１４日間
	設 定 等 年 月 日	令和元年８月１日設定（令和４年１月１日最終変更）